

フランスにおける夫婦財産制改正の歴史的意義 稲本 洋之助

一 ナポレオン法典家族法の《ブルジョア》的な性格

フランスでは不動産の売買や賃貸、贈与や遺贈、遺産分割など私的な財産行為に公証人が関与することが極めて多い。夫婦財産契約 *contrat de mariage* の締結もその一つで、公証人が公署証書の形式で契約書を作成することが要件とされている（民法一九四条）。公証人は、証書を作成するだけではない。作成した証書の原本を永久保存することも公証人の重要な職務である⁽¹⁾。

このように公証人の強制的関与と証書の永久保存の二つのルールが確立しているところでは、歴史的に遡ってある時期、ある地域の夫婦財産契約慣行を悉皆的な方法で調査・研究することも可能となる。もちろん、個人情報保護の観点からの制約があることは当然だが、たとえばフランス革命前後のパリの公証人の証書は中央寄託所 *minutier central* に保管されているので、所定の手続

に従えば、閲覧することができる。研究者にとって、これほど恵まれた条件はないだろう。

ところで、すでに四半世紀も前のことだが、留學先のパリでフランス革命期の夫婦財産契約証書の分析に専念していたときのことである。その際、契約当事者（夫婦とそれぞれの父母等）の氏名に付される職業の記載に特別の興味を抱いた。職業に代えて、単に《bourgeois》と記された人がかなりの数にのぼったからである。当時すでにこの言葉は多義的に用いられていたが、それが一つの職業を指すことはあり得なかった。そこでために、末子の婚姻に際して作成された夫婦財産契約証書に《bourgeois》として登場する父親が、はるか以前に長男の婚姻に際して作られた夫婦財産契約証書にはどのような肩書で現れるかを調べて見た。そこには「裁判官」であるとか、「徴税請負人」であるとか、国王マニユファクチャーの「監督官」であるとか、れっきとした職業の記載があった。そして、さらに調べていくと、彼らはそれぞれあ

る時期に官職をさまざまな方法で譲渡して職務を退いたことが確認された。そのような人々が以後《bourgeois》と記載されたのである。

当時この語に与えられていた最も一般的な意味は、特定の都市にその市民として居住する資格を有する者であったが、一五六〇年のパリのブルルマンの建白書に見られるような「国王の官吏、商人、定期金生活者等のよき市民、都市住民」という定義がここでの《bourgeois》の肩書をよく説明している。国王の官吏であり商人であった時期にはそのように職業を表示された者が、官職株や同業組合の職株（親方株）を譲り渡して定期金生活者となったとき、純粹のブルジョアとなる。彼らはまた多くの場合、城外に土地を所有して農民から地代を取取る都市《bourg》の住人であった。

このような状況において、《bourgeois》の語は次第に、自己の労働に依らず、もっぱら自己の資産からの収益によって生計を維持することができる者（恒産保有者）を意味するようになった。資産家、金持ちというブルジョアの語の世俗的な意味はここに由来するが、それには、官職であれ、親方の地位であれ、土地所有であれ、すべてが収益を生む資産として考えられていた時代からの「非生産的」なイメージがまつわりついている。

ナポレオン法典の家族法および相続法は、このような恒産保有者とその子女を法律関係の主体として想定している。子女は、その恒産の承継者である。承継はまず、婚姻に際して行なわれ、そ

の後さまざまな機会に贈与や遺贈によって行なわれ、最後に相続によって行なわれる。もともと、時にはその順序が逆になることもあるので、種々のケースに対応した複合的な家族財産関係法が組み立てられなければならない。

ブルジョアたる父母はまず、子の婚姻にあたってその性別を問わず婚姻の費用を賄うべき元本資産（不動産、定期金、債券、金銭……）を分与すべきものと考えられた。ブルジョアの子女は自己の労働によって生活を維持すべきでないから、収益をもたらす元本資産を有することが婚姻の不可欠の条件となる。この元本の分与は特に女子の場合に《dot》（婚資）と呼ばれた。嫁資制とられていた南部諸地方だけでなく、北部においても女子に相当額の婚資を与える慣行が広く見出された。妻は夫に養われる前に、親から与えられ夫の手に委ねられた財産によって養われた。より正確に言えば、夫は妻の父母から託された財産を運用して挙げる収益をもって妻を養うのであり、自腹を切つて妻を養う立場には当然には立たないのである。

他方、ブルジョアの家族においては、子は、性別を問わず、父母（またはその他の尊属）の遺産《héritage》を放棄せずに相続することを当然とした。封地など一定の貴族財産の相続においては長子権《droit d'aîné》が認められたが、その余については、たとえ土地であっても平等相続が行なわれた（ただし、婚資等の特別受益の持戻しはかなり厳格に行なわれた）し、次三男や女子が長男にすべてを与えるために自己の相続分を放棄する慣行もなかった

第一表 ナポレオン法典の法定夫婦財産制

財産群		夫の固有財産	夫婦の共通財産	妻の固有財産
財産構成	動産		* 夫婦が婚姻前から有する動産 * 婚姻中に取得した動産 (特に固有財産・共通財産の収益)	
	不動産	* 夫が婚姻前から有する不動産 * 夫が婚姻中に相続・贈与・遺贈によって取得した不動産	* 夫婦のいずれかが婚姻中に相続・贈与・遺贈以外によって有償で取得した不動産	* 妻が婚姻前から有する不動産 * 妻が婚姻中に相続・贈与・遺贈によって取得した不動産
権限の配分	管理権	夫	夫	夫
	処分権	夫	夫	妻
	収益権	共通財産	共通財産	共通財産

のである。子女が父母から恒産を承継することは、ブルジョアでありつづけるための条件であり、その権利でも義務でもあった(次の世代に恒産を承継させるため)。恒産の承継は、夫婦財産契約において父母が行なう贈与に始まり相続によって終わる多少

とも長い過程を通じてさまざまな形の授受行為によって行なわれるが、ここではこれ以上触れない。

このようにして男子も女子も、婚姻と相続とを主要な機会として父母から恒産を取得し、享受し、その元本を費消することなく次の世代に承継させるべきものと考えられた。法定夫婦財産制と法定平等相続制がそれを支えた。両者の関係については後に多少とも述べるが、ここでの主題は、前者について検討することである。

(1) 公証人の職務等については、稲本洋之助『近代相続法の研究』八八頁以下を見よ。

(2) 夫婦財産契約に関する調査結果については、前掲書一〇二頁以下。同様の調査研究として、J. Lelièvre, La pratique des contrats de mariage chez les notaires au Châtelet de Paris de 1769 à 1804, Paris, 1950

(3) Merlin, Répertoire universel et raisonné de jurisprudence, tome I, pp. 851 et s.

(4) Marion, Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles, p. 52

二 一八〇四年の法定夫婦財産制

ナポレオン法典はそれまでの北部慣習法を基礎として夫婦財産関係法の統一を図った。そこで採用された法定夫婦財産制におい

ては、夫婦の財産は、三つの群に分かれる。それぞれの財産構成と権限の分配について要約すると、第一表のようになる。

一八〇四年の法定夫婦財産制は、夫婦間に共通財産 *communauté* が形成されること、および婚姻の解消（死別・離婚）に際してはそれが折半されることを基幹として組み立てられている。この法定財産制の最大の特徴は、夫婦のそれぞれが婚姻に際して持ち寄る財産のうち動産を共通財産としたこと、三つの財産体の収益はすべて共通財産に帰属するものとしたこと、そして共通財産の管理・処分権を夫に付与したことの三点にある。妻は、婚姻前から有する不動産および婚姻中に相続・遺贈・贈与によって取得した不動産を自己の固有財産として有するが、それは、収益権（共通財産に帰属）のない観念的な所有名義（虚有権 *nue-proprété*）でしかなく、その処分権の行使にあたっては個別に夫の同意を必要とする無能力者の地位に置かれた。一八〇四年の法定夫婦財産制は、このようにして不動産の優位と妻の劣位の二つを帰結した。夫婦の不平等を帰結するこのような仕組みは、だからといって必ずしも前近代的な遺制であったのではない。むしろ、家族構成員に個別に財産が帰属することを前提として、それぞれに帰属した財産を统一的に運用し、その収益を婚姻費用に充て、剰余を家族内に蓄積することを可能とするために案出された資産運用のメカニズムであった。法人の観念を意識的に排斥したこの時期のフランス社会では、共通財産の形成と夫によるその一元的運用（管理・処分）が、ブルジョア家族を単位とした経済秩序が機能する

ために必要かつ十分な仕組みであったのである。

このように考えれば、父母の一方の死後未成年子について開始する財産後見も、この一元的資産運用の仕組みのヴァリエーションとしてよく理解することができる。未成年子（未婚）に財産が帰属する最も一般的な機会は父母のいずれかの死亡による相続である。それまで夫（Ⅱ父）によって一元的に運用されてきた夫婦の財産は、以後、夫婦の生存者（Ⅱ父/母）と子のそれぞれに帰属する（子は、死亡者の固有財産のすべてと共通財産の二分の一を取得する）。しかし、その総体は、そのような変動にかかわらず、子が成年に達するまで夫婦の生存者（Ⅱ父/母）の手によって従前通り一元的に運用される。したがって、子の財産後見とは、夫婦財産制の過渡的な延長に他ならない。

(5) 稲本洋之助「ナポレオン法典家族法の論理構造」『フランスの家族法』所収三四七頁以下

三 動産の優位と女性の社会的地位の増大

ナポレオン法典の法定夫婦財産制は、先述のように、不動産の優位と妻の劣位の二つを基本的な特徴とした。土地所有が富の普遍的形態であり、恒産の範疇であった当時においては、婚姻によって家系間で不動産所有権の変動が生じることを極力避ける必要があった。他方、動産は当面の婚姻費用に充当されてしかるべき付随的な財産であって処分可能な地位におかれ、また婚姻解消時

第二表 1959年政府法案の法定夫婦財産制

財産群		夫の固有財産	夫婦の共通財産	妻の固有財産
財産構成	動産	* 夫が婚姻前から有する動産 * 夫が婚姻中に相続・贈与・遺贈によって取得した動産	* 夫婦のいずれかが婚姻中に無償で取得した動産（とくに固有財産・共通財産の収益）	* 妻が婚姻前から有する動産 * 妻が婚姻中に相続・贈与・遺贈によって取得した動産
	不動産	* 夫が婚姻前から有する不動産 * 夫が婚姻中に相続・贈与・遺贈によって取得した不動産	* 夫婦のいずれかが婚姻中に有償で取得した不動産	* 妻が婚姻前から有する不動産 * 妻が婚姻中に相続・贈与・遺贈によって取得した不動産
権限の配分	管理権	夫	夫	夫(*)
	処分権	夫	夫	妻
	収益権	共通財産	共通財産	共通財産

に残存すれば以後充當不要の財産として単純に折半されてよいものとされた。このようなブルジョアの家族財産秩序は、資本主義の社会関係の展開に伴って大きな変更を迫られる。普通法典上の家族法は、もはや恒産保有者たる狭義のブルジョア家族のみ

を規律すれば足りるものではなく、生産労働に従事するさまざまな職業分野の家族にもかわりを持たざるを得ない。ここでは、婦人の労働従事が社会的に見て無視できないものとなるとともに、不動産と動産の社会経済的比重が逆転して後者が優位に立ち、土地所有はむしろ資本に対する外部的制約とすら受け取られるようになる。

このような資本主義的社会関係の展開に伴う不動産と土地資産に対する動産資本の優位と婦人労働の社会的役割の増大は、恒産保有者を法主体として想定するナポレオン法典の夫婦財産制とその二つの基本的特徴のいずれにおいても矛盾した。この矛盾が立法者によって直接に意識されたのは、二〇世紀初頭であった。一九〇七年に夫とは別個の職業に従事する妻の収入について、その管理・処分権を妻に留保する留保財産の制度が設けられたが、実効性を欠いた。その後、戦間期において法定夫婦財産制そのものの改革を目的とした立法事業が着手されたが、実現されたのは妻の無能力の廃止のみであった（一九三八年）。

問題は基本的な解決を与えられぬまま戦後に至り、それも「強力な執行権」を標榜した第五共和制の成立を待たなければ変革の機会を得ることができなかったのである。一九五九年、議会に対して明確に優位に立った政府は、民法典の全面改正を目指す立法事業に着手し、その第一弾として夫婦財産制の改正案を上程した。その骨子は、ナポレオン法典との対比において第二表のように要約される。

この改正案は、財産群の構成について動産を不動産と対等格の地位においた。すなわち、夫婦のそれぞれが婚姻前から有する動産は、もはや共通財産に帰属せず、婚姻前から有する不動産と同様にそれぞれの固有財産に属する。動産がすべて共通財産に属するとすることの不合理は、夫婦の一方（たとえば妻）の持寄り動産が他方のそれより著しく大きい場合で、その婚姻が短期間で解消したというケースを想定すればわかりやすい。固有財産に属する不動産はそのままそれぞれの所有にとどまるが、共通財産として一体化された動産はそれぞれの持寄りの比率に関係なく折半されてしまうので、動産をより多く有した側から他方へと価値の移転が生じてしまう。

改正法案は、動産と不動産とを区別して後者を優位においたナポレオン法典の原則を不合理とし、婚姻後に有償で取得した財産（これを後得財産という）のみを、動産・不動産の別なく共通財産とすることに改めた。後得財産は、夫婦双方の努力によって形成されたと考えられるから、夫婦財産契約上の特約がない限り婚姻の解消に際して折半することは理に叶うし、また現実にも妻の利益を保護する結果につながる。

改正法案は、このようにしてナポレオン法典の二つの矛盾の一つを解決したが、もう一つの問題すなわち三つの財産体に関する管理・処分権限の配分に関しては、夫婦の間に大きな格差を設けた同法典の原則を踏襲した。第一表と第二表の「権限の配分」の欄は同一であり、夫が支配的地位を占めることにならぬの変更も

ないことに注意されたい。一言で言えば、改正法案は、土地に對する資本の優位は受け入れたが、夫婦の平等の思想は排除したのである。法律の専門家のみで構成された民法典改正委員会の改正草案をそのまま採用した同法案は、夫婦の在り方について世論の動向をならん探索することなく作成されたと批判された。

改正法案は、議會（特に下院である國民議會）においても執拗な抵抗に遭遇した。妻の財産的地位の強化を主張するフェミニズムの運動は婦人議員を中心として党派を越えて支持をひろげていたからである。この立場からはまず、法定夫婦財産制を（夫支配のメカニズム）たる共通財産制から夫婦の自由・平等を保障する後得財産参加制に転換することが要求されたが、その修正案は多数の支持を集めるに至らなかった。次に、共通財産制を採用しても、共通財産の管理・処分権を夫に独占させず、妻との共同行使ないしそれぞれによる個別行使のシステムに改めるべきだという主張が展開された。しかし、この修正案も、共同行使に伴う不都合ないし個別行使によって生ずる混乱を理由とする財政当局や金融業界の強力な反対によって功を奏せず、否決された。

このような二段にわたる敗北ののち、フェミニズム側の抵抗は、最後に妻の固有財産の管理権を妻に与えよという点に絞られた。妻は婚姻前から有する財産および婚姻後に相続・贈与などによって無償で取得した財産を固有財産として有するが、改正法案で認められた権限はナポレオン法典と同様に処分権のみであり、それも収益権を共通財産（の管理者たる夫）に握られた虚有権の処分

権でしかない。これに対して、妻は夫がその固有財産に対して有するのと同様の管理権を有すべきだというのがフェミニズム側の主張であった。

ここで、事態は大きく逆転を遂げる。二度の敗北の後、いうならば最終ラウンドで提出された修正案(第二表中(*)の個所で「夫」を「妻」に改める)が、政府側の防戦にかかわらず、一九〇一年七月一二日に国民議会において可決されるに至ったからである。ことがらを深刻にしたのは、与党議員が多数を占める国民議会で野党修正案が可決されたこと、つまり婦人議員を中心としてかなりの数の与党議員が政府法案に反対したという事実である。混乱に陥った政府は反発的に法案を撤回し、二年余にわたった議会審議を一方的に打ち切るといふ挙に出たが、これは、政府にとって明白な誤算であり、とりかえしのつかない敗北を意味することとなった。

(6) 前掲『フランスの家族法』第二部参照。

四 新法の成立とその将来的意義

ここで「誤算」「敗北」についてくわしく説明する必要はないだろう。議会軽視、女性軽視……つまり政府はデモクラシーとフェミニズムに敵対したという印象を広く世論に与えた。他方、大統領再選を目指すドゴールは、農業政策に不満をつのらせていた農民層の影響を案ずるあまり、一九〇五年の大統領選挙を間接選

挙制から直接選挙制に変えることを発意し、そのための憲法改正を一九〇二年に強行して国民の批判を呼んだ。そのような政治状況において、有権者の二分の一以上を占める女性票を敵にまわしかねない法案撤回の愚挙がいかにか致命的であったか、想像に難くない。このようにして、一九〇五年の選挙に向けて夫婦財産制改正法案を成立させ婦人の支持を獲得することが政府にとって至上命題となったのである。

対策に腐心した政府は窮乏の策として、パリ大学ジャン・カルボンニエに協力を要請し、同教授は法社会学的調査(国民諸階層の意向調査)を条件としてそれを受け入れた。教授は、調査結果から抽出したフランス国民の「共通財産制への愛着」と「夫婦間の平等への志向」を基礎として自ら法案の起草にあたった。このようにして議会に提出された新法案は、ほとんど無修正で可決され、一九〇五年七月一三日の法律として成立した。新法における各財産体についての夫婦間の権限配分は、第三表の通りである。

新法は、法定財産制として共通財産制を採用し、フェミニズムの側で主張した後得財産参加制は採らなかつたが、これはフランス国民の「愛着」を考慮したものとされた。次に妻の固有財産の管理権は妻に与えられた。いうまでもなく「夫婦間の平等への志向」を考慮したものである。他方、共通財産に対する管理・処分権は主として技術的理由から夫に付与されたが、この権限配分から夫が引き出し得る利益は、一九〇九年法案に比較して大きく制限されたものであった。新法において夫婦の共通財産として夫の

第三表 1965年法定財産制における夫婦間の権限配分

財産群		夫の固有財産	夫婦の共通財産	妻の固有財産
権限の配分	管理権	夫	夫	妻
	処分権	夫	夫	妻
	収益権	共通財産	共通財産	共通財産

第四表 別個職業従事の場合の夫婦間権限配分（新法）

財産群		夫の固有財産	夫婦の共通財産		妻の固有財産
			普通共通財産	留保共通財産	
権限の配分	管理権	夫	夫	妻	妻
	処分権	夫	夫	妻	妻
	収益権	共通財産	共通財産		共通財産

管理・処分に服するのは、「婚姻中に夫婦によって共にまたは個別的につくられ、かつ、その個人的勤労ならびにその固有財産の果実および収入について行なわれる節約に由来する」財産に限られているからである（一四〇一条）。妻は、自己の勤労による収入についても固有財産の果実についてもまず自己の判断によって必要に充て、残余を「節約」として共通財産に帰属させるだけである。

これに加えて、妻が夫とは別個の職業に従事する場合には、それによって得られる収入について節約をした結果妻の手に残る財産は——共通財産であること自体は変わらないが——《妻に留保された共通財産》（留保財産）として妻の管理・処分に委ねられる（留保財産から生じる収益も、妻の留保財産に帰属してその管理・処分に服する）。それを第三表に書き加えて見よう（第四表）。

ここにおいて——厳密に言えば妻の固有財産の収入にかかわる節約が夫の管理・処分に服する普通共通財産に帰属するという一点を除いて——職業を別に持つ夫婦間の平等が法制度上は保障されたこととなる。

一九六五年改正による現行夫婦財産制は、かつて《夫支配のメカニズム》であった共通財産制を換骨奪胎してその不平等を希釈することに意を用いたが、法形式として共通財産制を採用かぎり不平等要因は完全には除去されない。法案の起草者は、夫婦が別個の職業に従事する場合に第四表のような平等が実現されるものとすると同時に、そこに立法の限界を見出した。夫婦財産制上の

完全な平等を実現し得るか否かを決するのは、もはや法律制度ではなく、現実の就業機会の均等を保障する客観的条件であり主体的な運動である。それらが事実として展開した場合にはじめて、権限配分表は真のシンメトリー（夫婦の完全な平等）を実現するのである。ここに、立法と運動にそれぞれ固有で、かつ、相互に補完的な役割を見出そうとする起草者の意図を知ることができる。

最後に、この同じことがらを別のブリズムで見よう。フランス国民の「共通財産制への愛着」を援用してフェミニズムの言う後得財産参加制の採用を否定したとき、起草者は、一つの謎解きを求めたのではなからうか。後得財産参加制を採れば、婚姻継続中は別産制と同じであり、婚姻解消時には共通財産制と同じ（したがって、後得財産の折半分割）となる。それをあえて権限配分表に書くことはしない。書けば、第四表と同一に帰するであろうからである。

起草者は、フェミニズムの運動が就業機会の均等を保障する条件を現実には獲得するならば現行の共通財産制はそのまま後得財産参加制となることを、いいかえればフェミニズムの運動がその立法要求を自ら実現することを新法はなんら妨げていないばかりか、それが可能であり、必要であることを暗黙に語りかけているのである。

（東京大学・法律学）